船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」運営に係る評価委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」運営要領（以下「運営要領」という。）第９条に基づき設置する船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」運営に係る評価委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

（所管事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所管とする。

⑴　船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」（以下「総合相談窓口」という。）の運営に係る実績把握及び助言を行い、総合相談窓口の効率的な運営を支援すること。

⑵　総合相談窓口が適正な運営を行えていない場合に、市に対し受託法人へ改善を求めるよう意見すること。

⑶　運営要領第１１条の規定に基づき、市が総合相談窓口業務委託の取消しを行う前に、受託法人から聴聞を行うこと。

（組織）

第３条　委員会は１１名で組織し、内訳は別表のとおりとする。

２　委員の任期は、２年以内とする。

（委員長等）

第４条　委員会には、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は委員による互選とする。

３　副委員長は委員長の指名により、これを定め、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

４　委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

５　委員に事故があるとき又は欠けたときは、委員長が指名するものがその職務を代理する。

６　委員は、会議に出席ができないときは、代理者を出席させることができる。

（議事）

第５条　委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を進行する。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

５　委員長が必要と認めるときは、総合相談窓口に対し、聞き取り調査、立ち入り調査及び資料の提出を求めることができる。

６　委員会の会議における内容は、船橋市情報公開条例（平成１４年船橋市条例第７号）第２６条の定めるところによる。

（守秘義務）

第６条　委員は、職務上知り得た秘密を、漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

（災害補償）

第７条　外部委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年船橋市条例第３３号）の規定を準用する。

（事務局）

第８条　委員会の事務局は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課が行う。

附　則

この要綱は、平成２４年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年１月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表

外部委員	学識経験者　１名
	地域福祉計画策定委員会委員又は地域福祉計画推進委員会委員　２名
内部委員	福祉政策課長
	地域福祉課長
	障害福祉課長
	生活支援課長
	地域包括ケア推進課長
	保健総務課長
	こども家庭支援課長
	住宅政策課長